大阪府グリーン調達方針の改定概要

**◆大阪府グリーン調達方針の策定根拠**

○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称“グリーン購入法”）

第十条　都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（通称“環境配慮契約法”）

第十一条　地方公共団体及び地方独立行政法人は、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針を作成するよう努めるものとする。

　○大阪府循環型社会形成推進条例

第十三条　～第一項省略～

2　知事は、毎年度、府において認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針を定めなければならない。

**◆平成31年2月8日に閣議決定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じ、商品等の流通状況や地域性などを考慮して「大阪府グリーン調達方針」の見直しを行う。**

**◆主な変更点**

（１）基本的考え方への追記

世界的な問題である海洋プラスチック問題の解決に向けて、大阪府が率先してプラスチックごみの削減に取組むため、「物品等を調達の際には、プラスチックごみが発生しないよう努める。」という文言を「基本的考え方」の項目に追記

（２）品目の追加

○印刷機能等提供業務（役務に追加）

（３）特定調達品目の判断基準等の見直し

　　○コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機

* 再生プラスチックの使用に係る判断基準等の変更

○プロジェクタ

* 製品本体重量、消費電力及び待機時消費電力に係る判断基準等の変更

　　○電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、エアコンディショナー、LED照明器具

* エネルギー消費効率に係る判断基準等を変更

○ヒートポンプ式電気給湯器

* 判断基準として設定されている成績係数（COP）を年間加熱効率に変更

〇太陽熱利用システム

* 空気集熱式集熱器に係る判断基準を追加等

○吸収冷温水機

* 冷房の成績係数の強化及び期間成績係数の設定に伴う判断基準等の追加

○大便器（旧品目名称「洋風便器」）

* 品目名称を「大便器」に変更するとともに、対象範囲、判断基準を変更

○食堂、庁舎等において営業を行う小売業務

* ワンウェイのプラスチック製品の使用規制、食品廃棄物削減の取組等を判断基準に追加等

○清掃

* 手洗い用の植物油脂を原料とした石けん等について、持続可能な原料の使用を配慮事項から判断基準に格上げ

○飲料自動販売機設置

* 飲料容器の回収箱の設置、容器の分別回収及びリサイクルの実施について、配慮事項から判断基準への格上げ

○会議運営

* 紙の資料・印刷物等のリサイクル、会議参加者への環境負荷低減に資する取組奨励、飲料提供時の配慮等を判断基準に格上げ等

**◆変更の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 分野名／品目名 | 変更概要（★：判断基準　○：配慮事項　※：その他の事項） |
| １．紙類 | （改定なし） |
| ２．納入印刷物 | * オフセット印刷工程におけるVOC発生抑制に係る基準の変更等
 |
| ３．文具類 | （改定なし） |
| ４．オフィス家具等 | （改定なし） |
| ５．画像機器等 |  |
|  | コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機 | * 再生プラスチックの使用に係る判断基準の追加
* 再生プラスチックの使用に係る配慮事項の変更
 |
|  | プロジェクタ | * 製品本体重量、消費電力及び待機時消費電力に係る判断基準の変更（待機時消費電力については、2年間の経過措置の設定）
* 固体光源（LED、レーザ等）に係る配慮事項の追加
 |
| ６．電子計算機等 | （改定なし） |
| ７．オフィス機器等 | （改定なし） |
| ８．移動電話等 | （改定なし） |
| ９．家電製品 |  |
|  | 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫 | * エネルギー消費効率に係る判断基準の変更
 |
| テレビジョン受信機 | * 受信機型サイズが39V型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長
 |
| １０．エアコンディショナー等 |  |
|  | エアコンディショナー | * 業務用エアコンディショナーについて、エネルギー消費効率に係る判断基準の変更
* 業務用エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数に係る基準の対象を明確化
 |
| １１．温水器等 |  |
|  | ヒートポンプ式電気給湯器 | * 業務用ヒートポンプ式電気給湯器のエネルギー効率について、成績係数（COP）から年間加熱効率に変更
 |
| １２．照明 |  |
|  | LED照明器具 | * エネルギー消費効率に係る判断基準の変更（投光器及び防犯灯を除く）
 |
| １３．自動車等 | （改定なし） |
| １４．消火器 | （改定なし） |
| １５．制服・作業服 | （改定なし） |
| １６．インテリア・寝装寝具 |  |
|  | カーテン、布製ブラインド | * バイオベース合成ポリマー含有率の基準の適用について経過措置の終了
 |
| １７．作業手袋 | （改定なし） |
| １８．その他繊維製品 | （改定なし） |
| １９．設備 |  |
|  | 太陽熱利用システム | * 空気集熱式集熱器に係る判断基準を追加等
 |
| ２０．災害備蓄用品 | （改定なし） |
| ２１．公共工事 |  |
| 資材 | 木材・プラスチック再生複合材製品 | * 園路広場工事での使用における対象範囲を見直し
 |
| 吸収冷温水機 | * JIS B 8622の改正（冷房の成績係数の強化及び期間成績係数の設定）に伴う判断基準の追加
* JIS B 8622の改正に伴う冷房の成績係数の強化及び期間成績係数の設定
 |
| 大便器（旧品目名称「洋風便器」） | * 品目名称を「大便器」に変更するとともに、対象範囲の変更
* 洗浄水量に係る判断基準を変更
 |
| ２２．役務 |  |
|  | 食堂 | * ワンウェイのプラスチック製の容器等の原則使用禁止、食品廃棄物の発生抑制・再生利用等の目標に係る措置、食べ残し等食品ロスの削減の取組等について判断基準に追加等
* 食品等輸送に係る配慮事項の追加
 |
| 加煙試験 | * フロン類の不使用に係る経過措置の終了
 |
| 清掃 | * 手洗い用の植物油脂を原料とした石けん液又は石けんについて、持続可能な原料の使用を配慮事項から判断基準に格上げ等
 |
| 庁舎等において営業を行う小売業務 | * ワンウェイのプラスチック製品の排出抑制、食品廃棄物削減のための取組、植物由来のプラスチック製買物袋の使用等について判断基準に追加等
* ワンウェイのプラスチック製品の排出抑制、食品廃棄物削減等に係る配慮事項の追加
 |
| 飲料自動販売機設置 | * 飲料容器の回収箱の設置、容器の分別回収及びリサイクルの実施について、配慮事項から判断基準への格上げ等
 |
| 会議運営 | * 紙の資料・印刷物等のリサイクル、会議参加者への環境負荷低減に資する取組奨励、飲料提供時の配慮等を判断基準に格上げ等
* 紙資源の削減、ワンウェイのプラスチック製品の排出抑制等に係る配慮事項の追加
 |
| 印刷機能等提供業務 | 【品目追加】 |